議案第85号

北上市立学校条例の一部を改正する条例

北上市立学校条例(平成3年北上市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後	
(名称及び位置)			(名称及び位置)	
第2条 市立小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		É	第2条 市立小学校の名	名称及び位置は、次のとおりとする。
名称	位置		名称	位置
[略]			[略]	
北上市立立花小学校	北上市立花18地割157番地		北上市立東桜小学校	北上市立花6地割1番地1
[略]			[略]	
北上市立更木小学校	[略]		北上市立更木小学校	[略]
北上市立黒岩小学校	北上市黒岩 7 地割60番地			
北上市立口内小学校	北上市口内町新町161番地			
北上市立照岡小学校	北上市稲瀬町地蔵堂15番地			
北上市立南小学校	[略]		北上市立南小学校	[略]
[略]			[略]	

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

北上市長 髙 橋 敏 彦

提案理由

北上市立立花小学校、北上市立黒岩小学校、北上市立口内小学校及び北上市立照岡小学校を統合して北上市立東桜小学校を設置しようとするものである。